

## 創薬科学図書室利用細則

制 定 2015年10月1日

改 正 2023年11月30日

### (趣旨)

第1条 この細則は、名古屋大学附属図書館利用規程（以下「附属図書館利用規程」という。）第18条の規定に基づき、創薬科学図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (図書室資料)

第2条 図書室備付けの図書資料（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般図書
- 二 逐次刊行物
- 三 その他の資料

### (利用資格)

第3条 図書室を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の学生
  - 二 本学の職員
  - 三 本学の名誉教授
  - 四 その他創薬科学研究科長（以下「研究科長」という。）が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、図書の閲覧を目的とする場合、申し出により図書室を利用することができる。
- 一 本学の卒業生及び大学院修了者
  - 二 本学の元職員
  - 三 その他一般の利用者

### (利用の手続き)

第4条 前条に規定する者で図書室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用するときには所定の手続きを経なければならない。

2 前条第1項第1号から第4号に掲げる利用者は、図書室を利用するとき、それぞれ学生証、職員証、名誉教授証（以下「学生証等」という。）を携帯し、図書担当職員から提示を求められたときには、これに応じなければならない。

3 利用者は、「学生証等」を他人に使用させてはならない。

### (開室時間)

第5条 開室時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは、開室時間を変更することがで

きる。

(休室日)

第6条 休室日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 年未年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- 四 大学が別に定める夏季の一斉休業日

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは、休室又は開室することができる。

(図書の閲覧)

第7条 利用者は、図書室の図書を自由に閲覧することができる。

- 2 利用者は、閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。
- 3 研究科長は、図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及び利用に関する規程を常時閲覧に使用する場所に備え付けるものとする。

(閲覧の制限)

第8条 次に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- 一 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記載されている部分
- 二 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
- 三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

(貸出し)

第9条 貸出しを受けることができる者は、第3条第1項に規定する者とする。

- 2 貸出しの冊数及び期間は、別表のとおりとする。
- 3 別表の貸出しの冊数は、研究科長が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- 4 別表の貸出し期間にかかわらず、研究科長は教育上の必要に応じて、長期間に貸出しすることができる。
- 5 貸出しを受けようとする者は、所定の手続を経なければならない。

(転貸禁止)

第10条 利用者は、借り受けた図書を転貸してはならない。

(貸出期間の更新)

第11条 利用者は、貸出期間を1回更新することができる。

2 利用者は、前項の更新を受けようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

(貸出しの停止)

第12条 研究科長は、貸出しを受けた者が図書の返却を延滞したときは、その者に対し、貸出しを停止することができる。

(長期貸出し)

第13条 研究科長は、教育上又は研究上の必要に応じて、図書を研究科の分野等に長期に貸出すことができる。

2 研究科の分野等は、図書室の求めに応じて長期貸出しの図書について蔵書点検をしなければならない。

(返却)

第14条 利用者は、貸出しを受けた図書を貸出期間内に返却しなければならない。

2 研究科長が特に必要と認めた場合は、貸出期間中であっても返却を求めることがある。

3 利用者は、その身分又は資格を失ったときには、貸出しを受けた図書を直ちに返却しなければならない。

(遵守事項)

第15条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保つこと。
- 二 図書、機器及び設備を汚損、き損しないこと。
- 三 室内での飲食及び喫煙をしないこと。
- 四 掲示及びはり紙をしないこと。
- 五 その他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(利用の制限)

第16条 研究科長は、この細則又は図書担当職員の利用上の指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

(補則)

第17条 この細則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、図書委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この細則は、2015年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年11月30日から施行する。

別表（第9条第2項関係）

資料の種類	貸出冊数	貸出期間
一般図書	3冊以内	14日以内
雑誌	3冊以内	7日以内
新着雑誌	到着後10日以内は貸出しをしない	